

一人ひとりが大切にされる社会へ

新たな年も引き続き頑張ります

山本のぶひろ



山本のぶひろ県議(12月9日)
2021年も、多くの方々のご支援に支えられて奮闘してまいりました。今後も、理不尽な事には何物にも屈せず立ち向かい、常に弱い立場におかれている方々のために行動することを信条とし、奮闘してまいりたいと思います。新たな年もどうぞよろしくお願いいたします。

無料法律相談会のお知らせ

日時 1月28日(金) 13時30分～
2月24日(木) 13時30分～
場所 山本のぶひろ生活相談所
(中央区渡鹿5丁目19-7)

弁護士 久保田紗和さん(熊本中央法律事務所)

事前の予約が必要です。お問合せは 362-5181 まで。

11・12月議会 山本のぶひろ県議の一般質問から

気候危機

— 温室効果ガス排出削減目標達成へ総力を

CO2などの温室効果ガス排出が世界的な気温上昇をもたらす。災害が激甚化している。

○山本「未来への分岐点」ともいわれている2030年までの、県としての温室効果ガス排出削減目標を引き上げるべき。石炭火力発電から再生可能エネルギーへの転換を促進すべきだ。

○答弁「まずは県が決めてい

る削減目標達成に向けて取り組む。再生可能エネルギーの普及は地域の活性化につながる。普及に

つとめる。

○山本「石炭火力発電(苓北町)についても、稼働停止に向けて熊本県から国や九州電力に声をあげていくべきだ。

治水対策

— 気候変動のもとでは、ダムは危険が増大

球磨川流域では、宅地かさ上げについての住民説明会が開催されていますが、ダムの完成を前提とした高さまでしかかさ上げが行なわれないことに不安の声が上がっています。

○山本「ダムの完成はいつになるかわからない。少なくとも昨年の洪水に耐えうる堤防、宅地、道路、橋梁のかさ上げを進めるべきだ。

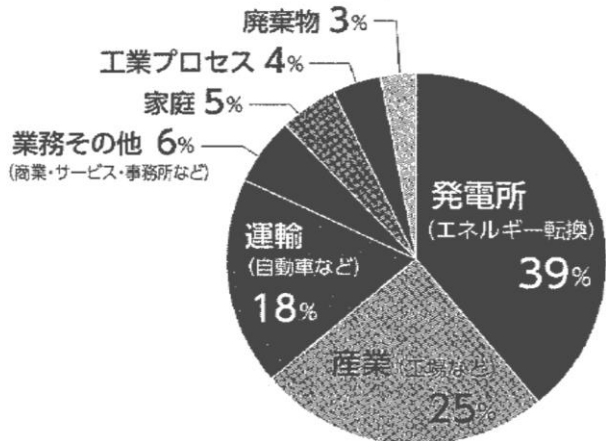
○答弁「避難行動に対する取り組みや水害保険の加入促進など、被害の備えに対して支援していく。○山本「川辺川ダムによらない

治水対策を極限まで追求する」と言いながらダム計画を放棄せず、結局12年間も必要なかさ上げを怠ったために犠牲者を生み出してしまった悲劇を繰り返すことは絶対に許されない。

一方国は、気候変動に伴い想定を超える洪水の発生に対応するため、整備目標の引き上げを進めています。ところが県都熊本市を流れる白川の河川整備基本方針は従来のまま。熊本市では5〜10mの浸水が想定されているのに、立野ダムの水位低減効果は40cm。山本県議は、「立野ダムでは市民の安全は守れない」と指摘しました。

CO2の排出量の分野別割合(2019年度)

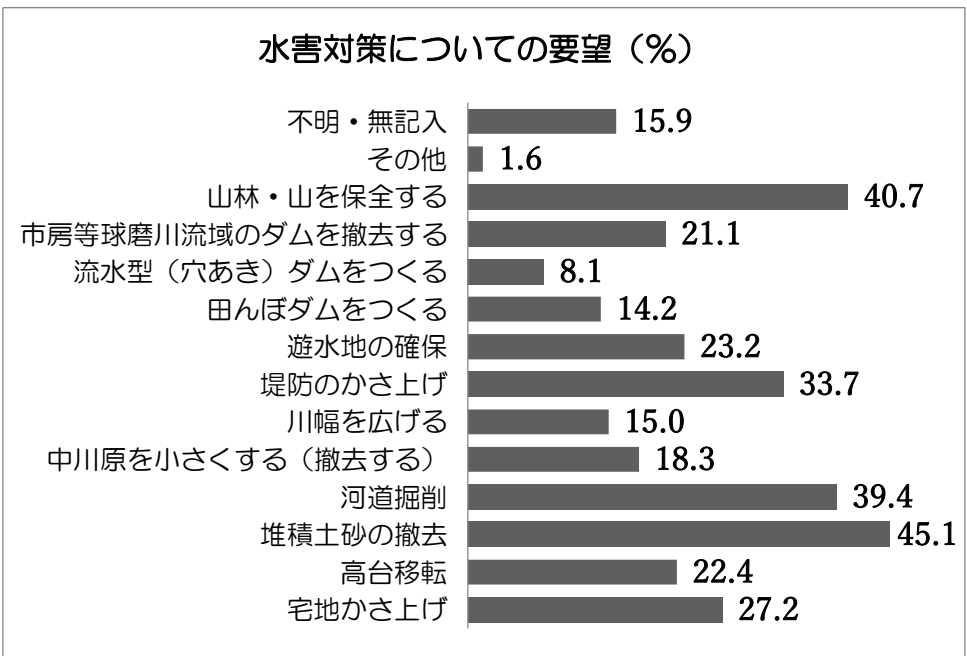
(発電所、産業関連が6割以上を占めています)



環境省「2019年度の温室効果ガス排出量」から

川辺川ダム反対―民意は変わっていない

○山本―知事は、「ダムによらない治水」から「新たな流水型ダムの建設」へと方針転換したことについて、「おおむね理解が得られた」と述べているが、アンケートではダムを支持する意見は少数。知事が引き合いに出す崇城大学の今井教授の調査でも、「民意を表しているとは言えない」と言われている。いったん立ち止まって住民に寄りそった



令和2年7月豪雨の被災者・賛同者の会と川辺川現地調査実行委員会が共同し、被災世帯を対象にしたアンケートの調査結果（有効回答者数 246人）。ダム建設を求めた意見は最も少なく、むしろダム撤去を求める意見の方が多数です。

総合的な流域治水をめざすべきではないか。
○知事答弁―おおむね住民の理解は得られていると考えている。
○山本―知事が言われる

生理の貧困―学校等トイレに生理用品常備を

コロナ禍は女性に様々な犠牲を強いました。ジェンダー平等を求める国民の声は激的に高まっています。山本県議は生理の貧困について県の対応をただしました。



根拠は極めて希薄。一日も早く命と環境を守る取り組みを進めると言われるのなら、ダムによらない治水こそ急いで進めべきだ。

世界かんがい施設遺産

熊本県は四施設が世界かんがい施設遺産に登録されています。山本県議は、来年四月熊本市で開催される「世界かんがい施設遺産サミット」に向け、各施設の周辺環境整備を求めました。

横断歩道

―消えかかった白線の塗りなおしを

○山本―先進主要国の中で日本は歩行者関連の事故が多い。だが横断歩道などの白線が薄れて見えにくい箇所が多い。予算を増やし、塗りなおしを進めるべきではないか。
○答弁―獲得した予算の中から優先度の高い箇所から補修に取り組んでいく。必要な予算確保に努める。



緊急事態に関する国会審議を求める意見書

現行法のもとで命・暮らし守れる

山本県議が反対討論

12月定例議会最終日、自民・公明両党の議員から「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」が提出されました。

提出された意見書は、「緊急時には従来の法体系では対応できず、国民の命と生活を守るため、緊急時におけるルールの切り替えについて国会での議論の促進を求める」というもの。山本のぶひる県議は「法整備は進んでおり、法改定よりも大

事なのは非常事態を想定した訓練を積み重ねておくことだ」と強調しました。

また今回このような意見書が提出されたことは、国会で憲法審査会が開かれていることと連動していると指摘。「なぜ現憲法に緊急事態条項が盛り込まれていないか」というと、戦前の暗黒の歴史の教訓がある」として、かつて大日本帝国憲法の下、緊急事態条項を何度

も発動し、国民の権利を奪い、侵略戦争に突き進んだことの反省に立って現憲法が定められたこと、私たちは歴史の教訓に学び、立憲主義や三権分立、そして人権を尊重する現行法体系の下で国民の命・暮らしを守る政治の実現をはかることこそ重要であると訴えました。

意見書は山本県議を除く議員の賛成で採択されました。